

# 公認競技役員規程

2016年4月1日制定

2022年4月1日改訂

(6次改訂)



## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が認定する競技役員の地位の確立と責任の範囲の明確化を目指すとともに、技能向上や円滑な大会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公認競技役員 第3条によって区分される資格を有する者をいう。
2. 公式試合 JHA、ブロック協会、都道府県協会、一般社団法人ホッケー・ジャパンリーグ、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6人制含む）に基づき実施される試合をいう。
3. 全国大会 JHAが主催または共催する大会。

## (公認競技役員資格の種類)

**第3条** 公認競技役員資格は、その活動範囲、必要な資質・技能に応じて次のとおり設置する。

1. テクニカルデリゲート（以下「TD」という）
2. テクニカルオフィサー（以下「TO」という）
3. ジャッジ（以下「JG」という）
4. アンパイアマネージャー（以下「UM」という）
5. 国際審判員
6. A級公認審判員（以下「A級」という）
7. B級公認審判員（以下「B級」という）
8. C級公認審判員（以下「C級」という）
9. D級公認審判員（以下「D級」という）
10. サジェスションアンパイア
11. ビデオアンパイア
12. インドア公認審判員（以下「IU」という）

なお、上項1から3までを公認テーブルオフィシヤル、5から12までを公認審判員と総称する。また、公認競技役員は必ずどこかの都道府県協会に所属し、所属協会は、居住地または勤務地の位置する都道府県協会か都道府県協会の役員である場合はその協会とする。

## (公認競技役員の資質)

**第4条** 公認競技役員資格を有する者に求められる資質を次のように定める。

1. TDは、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括する見識・技能を有し、公認競技役員の模範となり指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. TOは、競技会の運営・競技運営規程、競技規則・審判に関する知識がありTDを補佐する見識・技能を有し、試合を円滑に運営、管理するための十分な見識、技能を有する者。
3. JGは、大会の競技運営規程、競技規則に関する見識を有し、公式試合記録の作成およびTOと協力し試合の運営、管理を行い得る者。
4. UMは、大会およびホッケーに係わる活動を通じて、審判員の育成指導、評価、支援を行い得る見識、技能を有し、競技規則およびその解釈に対する解明が行える者。
5. 国際審判員は、公認審判員の資格を有する者のうち、国際ホッケー連盟（以下「FIH」という）により国際審判員資格を認定された者。
6. A級は、国際試合の審判を行い得る見識、技能を有し、公認審判員の模範となり得る者。
7. B級は、全国大会の試合の審判を行うに十分な見識、技能を有する者。
8. C級は、公式試合の審判を円滑に行うための必要な知識、技術を有する者。
9. D級は、公式試合の審判を行い得る者。
10. サジェスションアンパイアは、公式試合のサジェスションアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。
11. ビデオアンパイアは、公式試合のビデオアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。
12. IUは、インドアホッケーの公式試合の審判を行い得る者。

## (公認競技役員に係わる役職の権限と責任)

**第5条** 公認競技役員の活動に関係する役職の権限と責任は、次のとおりとする。

1. JHA 技術委員長（以下「技術委員長」という）は、公認競技役員を統括する。また、公認競技役員の活動環境の向上、技能向上、国内外への競技役員の派遣、関係規則の制定・定着等に係わる活動を監督し、そのための必要な指示を公認競技役員に行う。
2. JHA 競技部長（以下「競技部長」という）は、公認テーブルオフィシャルの技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技会運営の円滑化等に資する必要な施策を策定し、ブロック競技長と共に実行する。
3. JHA 審判部長（以下「審判部長」という）は、公認審判員の技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技規則・判定に係わる解釈の浸透等に資する必要な施策を策定し、ブロック審判長と共に実行する。
4. JHA 競技役員派遣室長（以下「競技役員派遣室長」という）は、全国大会に参加する競技役員を指名する。また、国民体育大会ブロック大会の TD、UM、ニュートラル審判員（ブロック外から派遣）を指名し、表-1 のブロック予選会におけるブロックが指名する TD、ニュートラル競技役員（TO、審判員）の通知を受ける。
5. JHA 資格審査室（以下「資格審査室」という）は、講習会等の受講者の成績、実績を踏まえて第 3 条に定める資格を認定または承認する。また、第 17 条に定める剥奪、抹消、降格、停止を決定する。
6. ブロック競技長は、所属ブロック内の公認テーブルオフィシャルへの指導、情報伝達、活動実績の把握、TO 昇格試験受験者の推薦、ブロック予選会（表-1）の TD、TO、JG の指名（JHA が指名した者を除く）、競技役員の発掘、その他競技部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外から TD、TO を指名する場合は、競技役員派遣室長に通知する。
7. ブロック審判長は、所属ブロック内の公認審判員への指導、情報伝達、活動実績の把握、B 級昇格試験受験者の推薦、ブロック予選会（表-1）の審判員の指名（JHA が指名した者を除く）、審判員の発掘、その他審判部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外から UM、審判員を指名する場合は、競技役員派遣室長に通知する。
8. 都道府県競技長は、所属都道府県内の公認テーブルオフィシャルへの指導、都道府県内大会の TD、TO、JG の指名、競技運営役員の発掘、その他ブロック競技長の依頼する事項を行う。
9. 都道府県審判長は、所属都道府県内の公認審判員への指導、C 級昇格試験、D 級認定講習会受験者の推薦、都道府県内大会の審判員の指名、審判員の発掘、その他ブロック審判長の依頼する事項を行う。
10. 上項 6 から 9 に定める役職は、ブロックまたは都道府県内の理事会等の承認手続きを経て決定されることが望ましい。
11. 上項 6 から 9 に定める役職者が交代する場合は、速やかに技術委員長に通知しなければならない。また、その役職者の本規程に定める権限は、通知された時点から効力を有する。
12. 上項 2 から 9 に定める役職者（5 を除く）の本規程に定める権限は、当該役職者がいずれかの競技役員資格を保有している場合に効力を有する。

### （公認競技役員の責務）

**第 6 条** 公認競技役員に求められる主な責務を次のとおり定める。

1. 本規程に定める事項を遵守しなければならない。
2. 公式試合への参加に際しては、移動中も含め、定められた服装もしくは職務にふさわしい服を着用し、登録証を携帯しなければならない。審判を行うときは公認審判服を着用しなければならない。
3. TD は、大会の TD（アシスタント TD 含む）を 3 年間に 1 回以上担当しなければならない。または、公式試合の TO または JG を 3 年間に 8 試合以上担当しなければならない。
4. TO および JG は、公式試合の TO または JG を 3 年間に 8 試合以上担当しなければならない。
5. A 級は全国大会の試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
6. B 級は全国大会、表-1 に定めるブロック予選会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟が主催する大会の試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
7. C 級は公式試合の審判を 3 年間に 6 試合以上担当しなければならない。
8. TD、UM、A 級は、第 19 条に定める講習会を毎年受講しなければならない。TO、JG、B 級、C 級、D 級は、第 19 条に定める講習会を 3 年に 1 回以上受講しなければならない。
9. TD、TO、UM、A 級、B 級は、指定期日までに大会派遣希望調査に回答しなければならない。また、JHA の求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
10. A 級、B 級は JHA が指定する体力測定を毎年 1 回以上実施しなければならない。
11. 国際公式試合の競技役員を担当する場合は、事前に技術委員長の承認を得なければならない。
12. 全国大会で TD に指名された者は、所定期日以内に大会報告書を JHA に提出しなければならない。
13. 公認競技役員は、JHA の指定する活動に協力しなければならない。
14. 公認競技役員は、競技会場において受動喫煙が生じないように細心の注意を払わなければならない。

## (公認競技役員の活動可能範囲)

第7条 公認競技役員の活動を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. TD は、公式試合が行われる大会の TD を担当できる。また、公式試合の TO、JG を担当できる
2. TO は、公式試合の TO、JG を担当できる。また、所属ブロック競技長の指名または承認により全国大会以外の大会の TD を担当できる。
3. JG は、公式試合の JG を担当できる。また、全国大会以外の試合の TO を担当できる。6人制の試合においては、全国大会の TO を担当できる。
4. A 級は、公式試合および技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。さらに、取得後 10 年以上経過した者は、所属ブロック審判長の指名または承認により全国大会以外の UM を担当出来る。また、公式試合の JG を担当できる。
5. B 級は、公式試合および審判部長の推薦と技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合の JG を担当できる。
6. C 級は、全国大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
7. D 級は、全国大会および表-1 に定めるブロック大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
8. サジェスションアンパイアは公式試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. ビデオアンパイアは公式試合のビデオアンパイアを担当できる。
10. IU はインドアホッケーの公式試合の審判を担当できる。
11. 大会に参加するチームに登録されている役員、選手は所属するチームの試合の競技役員（JG を除く）を担当することができない。
12. 上項にかかわらず、6人制およびインドアホッケーの試合では全国大会含むすべての公式試合で C 級および D 級が審判を担当できる。
13. 上項にかかわらず、マスターズ（40 歳以上）の公式試合では C 級および D 級が審判を担当できる。
14. 上項にかかわらず、講習会または昇格試験受講中の競技役員は保有資格に関わらず大会 TD の指名する業務を担当できる。
15. 上項にかかわらず、日本国外から派遣された日本国籍を持たない競技役員は、技術委員長と大会 TD の承認により公式試合の競技役員業務を担当できる。

## (公認競技役員の認定手順)

第8条 公認競技役員資格の認定は、次のとおりとする。

1. (TD) TO 資格を有し、全国大会で十分な実績があり、技術委員会が指名した者は、表-1 の大会において TD を担当し、技術委員会の指定講師の審査により TD としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TD として認定する。
2. (TO) JG 資格を有し、全国大会およびブロック大会で実績がある者で所属ブロック競技長の推薦により TO 昇格試験を受験し、その試験により TO としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。また、A 級（過去に A 級資格を有していた者も含む）で、競技部長の指名により TO 講習会を受講し、TO としての資質が認められると責任講師から上申された者を資格審査室で審議して TO として認定する。試験および講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
3. (JG) 所属都道府県協会の競技長の推薦により、ブロックまたは都道府県協会が主催するジャッジ認定講習会を受講した者で責任講師が認定した者を資格審査室が JG として承認する。講習会の責任講師は、技術委員会公認の認定講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック競技長の承認を得なければならない。
4. (国際審判員) 技術委員長の指名により FIH 主催または公認の国際大会に審判員として派遣され、国際審判員としての資質があるとの評価を TD から受けた者は、資格審査室の承認により JHA から FIH に国際審判員登録申請を行い、FIH で国際審判員として登録された時点で、資格審査室が国際審判員として認定する。
5. (UM) A 級または B 級で（過去に A 級または B 級資格を有していた者も含む）審判部長の指名により UM 認定講習会を受講し、UM としての資質が認められると責任講師から上申された者を資格審査室で審議して UM として認定する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。
6. (A 級) B 級保有者で、全国大会で十分な実績があり、JHA が公表する A 級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHA が開催する A 級審判員昇格試験を受講し、その試験により A 級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して A 級として認定する。試験の責任講師は、技術委員会の指

名する講師でなければならない。

7. (B級) C級保有者でブロック審判長の推薦により JHA、ブロック協会または連盟が開催する B級審判昇格試験を受験し、その試験により B級審判員としての資質が認められるとして、責任講師から上申された者を資格審査室で審議して B級として認定する。試験の責任講師は技術委員会が指名する講師でなければならない。試験の開催について事前に技術委員長の承認を得なければならない。
8. (C級) D級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦によりブロック協会または連盟が開催する C級審判昇格試験を受験し、その試験により責任講師が認定した者を資格審査室が C級として承認する。試験の責任講師は、技術委員会公認の認定講師でなければならない。試験の開催について事前に技術委員長の承認を得なければならない。
9. (D級) ブロック協会、連盟、都道府県協会が開催する D級審判認定講習会を受講した者で、責任講師が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、技術委員会公認の認定講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック審判長の承認を得なければならない。
10. (サジェスションアンパイア) A級、B級、C級、UM 資格保有者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有するものとする。過去に A級、B級、C級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有している者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有する。
11. (ビデオアンパイア) A級、B級、C級、UM 資格保有者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。過去に A級、B級、C級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有している者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。
12. (IU) A級、B級、C級、D級資格保有者は、インドア審判員の資格を同時に保有する。
13. A級、B級は引退する時点(自己申告)で、資格審査室で審議のうえ JG として認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講と認定料の納入を要しない。
14. 公認競技役員の資格認定にあたり、被認定者が未成年の場合は、親権者の同意書を必要とする。
15. 公認テーブルオフィシャルと公認審判員の資格をそれぞれの認定手順に従い受験又は受講することにより、同時に保有することを認める。

#### (公認競技役員認定証)

**第9条** 第8条に定める公認競技役員に認定され、第11条に定める登録手続きを完了した者に JHA から認定証を交付する。ただし、認定証の交付はデジタル登録証をもってこれに代える。

#### (公認競技役員登録証、管理)

**第10条** 新規に取得した資格の登録が完了した者にデジタル登録証を即時交付する。登録または更新の際に JHA に通知された個人に関わる情報は、JHA の円滑な運営を目的としてのみ利用される。目的の範囲内で業務委託先に提供する場合および日本国内の法令に基づく場合を除き JHA は個人情報第三者に開示・提供しない。公認競技役員は、登録情報を変更する場合は、JHA に速やかに通知しなければならない。公認競技役員が所属協会を変更する場合は、技術委員長の承認を得なければならない。

#### (登録手続き)

**第11条** 公認競技役員の新規登録手続きについては、次のように行う。

1. TD、TO、UM、A級、B級資格の登録手続き  
資格審査室は認定後、新規登録申請書を JHA に提出する。その後、認定者に通知される案内に従い、認定者本人が新規登録手続きおよび認定料を納入しなければならない。資格審査室で認定された日を登録日とするが、指定期間内に新規登録手続きおよび認定料の納入がなされない場合は、認定を取り消す。
2. JG、C、D級資格の登録手続き  
資格審査室は承認後、新規登録申請書を JHA に提出する。その後、認定者に通知される案内に従い、認定者本人が新規登録手続きおよび認定料を納入しなければならない。資格審査室から JHA へ新規登録申請がなされた日を登録日とするが、認定者本人が指定期間内に新規登録手続きおよび認定料の納入がなされない場合は、認定を取り消す。何らかの理由で、資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となる。
3. 認定料  
各資格の新規認定料の金額は表-2 のとおりとする。
4. 配付物  
各資格新規登録手続き後に次に定めるものを JHA より配付する。エンブレム、カード、リング等の資格に応じた必要物品は、各自で購入する。

TD : TD バッジ

- TO : TO バッジ
- JG : JG バッジ
- A 級 : A 級 バッジ
- B 級 : B 級 バッジ
- C 級 : C 級 バッジ

### (有効期間と更新手続き)

**第 12 条** 公認競技役員（引退者を含む）の有効期間と年度登録（更新手続き）を次のように定める。

1. 競技役員資格の有効期間は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、新規登録された資格は、登録日から次の 3 月 31 日までとする。
2. ブロック競技長および審判長は、都道府県競技長、審判長と連携して所属ブロックの公認競技役員の資格保有者リストの確認、修正を行い、必要に応じて JHA に通知しなければならない。
3. 競技役員は指定された期間内に定められた方法で更新手続きを行わなければならない。
4. 年度登録料は表-3 のとおりとする。複数の資格を保有している者は、それらのうち最も高額な年度登録料のみを JHA に納入すればよい。D 級の年度登録料は JHA が受領した金額を年度末に一括してそれぞれの所属するブロック協会に配賦する。配賦金はブロック内の競技役員にかかわる育成等の活動に利用されることが望ましい。第 16 条 4 項に該当する場合の年度登録料は免除するが、停止が解除された時点で該当する登録料を納入する。

### (資格の失効)

**第 13 条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 第 12 条に規定する年度登録料を納入しなかった場合は、資格が失効する。
2. 資格を失効させた者が再度競技役員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

### (資格の剥奪および抹消)

**第 14 条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 公認競技役員として著しく不適切な行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
2. 本規程を著しく逸脱する行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
3. 死亡または失踪宣告を受けた場合は、資格を抹消する。

### (降 格)

**第 15 条** 公認競技役員は、次に該当するときには降格する場合がある。ただし、JG および D 級は降格しない。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 第 6 条に規定する活動を行う意思が認められないとき。
2. 第 6 条に規定する研修会を理由無く受講しなかったとき。
3. 各資格で必要とする見識、技能を有していないと認められたとき。

### (資格の停止)

**第 16 条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格の効力の一部または全部が期間を定めて停止する場合がある。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 公認競技役員として不適切な行動や言動があった場合。
2. 本規程を逸脱する行動や言動があった場合
3. 競技会等において故意または重大な過失により円滑な運営を著しく妨げた場合。
4. 海外赴任や長期療養等の事情により本人より活動休止の申し出であった場合。最長で 3 年間とする。

### (資格の剥奪および抹消、降格、停止手続き)

**第 17 条** 資格の剥奪および抹消、降格、停止は、次のように行う。

1. 第 14 条、第 15 条、第 16 条に該当すると認められる場合は、技術委員会で審議のうえ資格の剥奪または抹消、降格、停止の仮決定を行う。
2. 技術委員会は仮決定の内容を当該者（死亡または失踪宣告の場合は、所属ブロック競技長、審判長）に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設ける。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して技術委員会は仮決定内容を変更または取消することができる。
4. 第 2 項を実施後、技術委員長は資格審査室にその内容を諮問する。資格審査室で審議を行い、資格の剥奪または抹消、降格、停止を決定する。

5. 技術委員会は決定後に本人（死亡または失踪宣告の場合は、所属ブロック競技長、審判長）および所属ブロック競技長、審判長にその内容を通知する。

### （公認競技役員引退者の扱い）

**第18条** 公認競技役員引退者の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 51歳以上の公認審判員が表-5に定める体力基準を達成できない場合は、第7条に定める審判員としての活動を行うことはできず、引退者として扱う。
2. 公認競技役員は引退届を資格審査室に提出し、受理された時点で引退者として扱う。
3. 公認競技役員引退者は、大会TDの承認により全国大会を含む6人制の試合を担当することができる。また、マスターズ（40歳以上）の試合を担当できる。
4. 公認競技役員引退者は、大会TDの承認により全国大会以外の試合を担当できる。ただし、表-1に定める大会の試合の場合は、競技部長または審判部長の承認を要する。
5. 公認審判員引退者は、全国大会を含むすべての試合のサジェスションアンパイア、ビデオアンパイアを担当できる。

### （講習会等の実施）

**第19条** 公認競技役員は競技規則、競技運営規程に関する知識、解釈、技能向上を図るために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会と受講料は表-4のとおりとする。

### （その他）

**第20条** この規程に定めるもののほか必要な事項については、技術委員会が関係箇所と協議のうえ決定する。

1. 公認競技役員は、この規程に関わる事項に疑義が生じた場合に技術委員長へ照会を行うことができる。

### （附 則）

1. この規程は、公認TD・TO・J規程と公認審判員規程を統合し、2016年4月1日から施行する。それに伴い、公認TD・TO・J規程と公認審判員規程は廃止する。
2. この規程は、2017年4月1日に改訂する。
3. 規程変更の移行措置として、2016年4月1日より2017年3月31日までにD級登録された資格の有効期限は、2018年3月31日とし、2017年度の年度登録料（更新）は免除する。
4. この規程は、2018年4月1日に改訂する。
5. この規程は、2019年4月1日に改訂する。
6. この規程は、2020年4月1日に改訂する。
7. 定年制度廃止の移行措置として、2020年3月31日現在に登録されている定年者の年度登録料は3,000円として変更しない。
8. この規程は、2021年4月1日に改訂する。
9. この規程は、2022年4月1日に改訂する。

表-1 全国大会ブロック予選会

全国高等学校ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本中学生ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本社会人ホッケー選手権大会ブロック予選
国民体育大会ホッケー競技ブロック大会
全国高等学校選抜ホッケー大会ブロック予選

表-2 認定料

資格	認定料(円)
TD	5,000
TO	4,000
JG	3,000
UM	5,000
A級	5,000
B級	4,000
C級	3,000
D級	2,000

表-3 年度登録料（更新時）

資格	年度登録料(円)	資格	年度登録料(円)
TD	5,000	UM	5,000
TO	4,000	A級	5,000
JG	3,000	B級	4,000
引退者	3,000	C級	3,000
		D級	2,000

表-4 講習会および受講料

講習会名等	受講料 (円)	備考	講習会名等	受講料 (円)	備考
1. JHAが主催するもの			2. ブロック協会、各競技連盟が主催するもの		
全国統一ルール研修会	5,000	JHAに納入	ルール研修会	※5,000	主催者に納入
TO昇格試験	5,000	JHAに納入	JG認定講習会	※3,000	主催者に納入
TO講習会	5,000	JHAに納入	B級審判昇格試験	※5,000	主催者に納入
UM認定講習会	5,000	JHAに納入	C級審判昇格試験	※3,000	主催者に納入
A級昇格審判講習会	5,000	JHAに納入	D級審判認定講習会	※3,000	主催者に納入
B級審判昇格試験	5,000	JHAに納入	必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入
必要に応じた技能向上のための講習会	都度決定	JHAに納入	3. 都道府県協会が主催するもの		
			D級審判認定講習会	※3,000	主催者に納入
			JG認定講習会	※3,000	主催者に納入
			必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入

※印の受講料は目安です。ブロック協会、各競技連盟、都道府県協会が主催する研修会、試験及び講習会の受講料は、主催者が実情に応じて決定すること。

表-5 審判員体力測定項目と基準 (20mシャトルラン)

年齢・性別	往復回数	年齢・性別	往復回数
29歳以下男性	84 (レベル10)	29歳以下女性	73 (レベル 9)
30歳代男性	73 (レベル 9)	30歳代女性	62 (レベル 8)
40歳以上男性	62 (レベル 8)	40歳以上女性	52 (レベル 7)

上記は最低限求められる基準であり、男性は84回、女性は73回を上回ることを強く要請する。